

議案 3

生活交通ネットワーク計画の一部変更について（案）

このたびの書面議決の議案 1 及び 2 の運行に際し、第 1 回協議会で決定をいただき、平成 24 年 9 月 27 日付けで国土交通省から認定を受けた、生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統関係）の一部を変更するものです。

あわせて、平成 24 年 11 月 1 日から運行している、のりあいタクシー（村上地区内 瀬波・山辺里方面）の運行日数について、計画では 10 月 1 日からの運行としていたため変更します。

1. 変更内容の概要

[議案 1 関係]

- ・村上市まちなか循環バス（小回り循環）の運行回数及び補助額の変更
- ・村上市まちなか循環バス（大回り-小回り）の新規運行による追加

[議案 2 関係]

- ・馬下～板貝線を寒川まで延伸し、既存の廃止代替バスである村上～馬下線と一体の新規系統として運行することによる系統キロ程及び補助額の変更

[その他]

- ・のりあいタクシー（村上地区内 瀬波・山辺里方面）の運行日数及び補助額の変更

2. 計画変更案 別紙のとおり

生活交通ネットワーク計画【変更】(案)
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成24年6月28日

平成25年1月23日変更

村上市地域公共交通活性化協議会
会長 村上市長 大滝 平 正

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
村上市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>村上市の公共交通機関は、広域交通としての鉄道や高速バス、合併前の旧市町村間を結ぶ地域連携（地域間）交通としての路線バス（廃止代替路線バス）、地域内交通としてのタクシーで構成されている。</p> <p>これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、通院、買い物、通学など生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>また、新潟県総面積の9.8%を占める広大な面積の本市には、山間部や海岸部などの一部地域では、交通手段そのものが確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>加えて高齢化が進行していることから、市民の通院・買い物を中心とした生活に必要な移動手段を確保していくことが必要である。</p> <p>村上市では、平成22年度に「村上市地域公共交通総合連携計画」を策定し、交通空白地域・不便地域の解消のため、平成23年10月から市街地内のまちなか循環バス、荒川地区、神林地区等においてデマンド型タクシーの運行に取り組んできた。</p> <p>今後も、地域公共交通確保維持事業により、公共交通空白地域、不便地域を解消する交通手段を確保・維持し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>各系統の日平均利用者数を次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・まちなか循環バス系統 26人以上・村上～馬下～板貝～寒川系統 17人以上・のりあいタクシー荒川地区内系統 15人以上・のりあいタクシー神林地区内系統県立坂町病院方面 3人以上・のりあいタクシー神林地区内系統村上総合病院方面 6人以上・のりあいタクシー朝日地区内系統 6人以上・のりあいタクシー村上地区内系統山辺里・瀬波地区方面 6人以上

(2) 事業の効果

まちなか循環バスや、デマンド型タクシーを運行・維持することにより、交通空白地域・不便地域が解消され、地区内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。

また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続する路線バスやデマンド型タクシーを運行・維持することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻表

別紙「時刻表」のとおり

② 運行事業者決定の経緯

- 現に運行している事業者は、市民の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、安全輸送の確保が期待できること。
- 当該系統の維持目的は、地区内住民の通院、買い物時の移動手段の確保であり、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、通年を通して円滑な運行が期待できること。
- 交通事業は地場に根付いた産業としての側面を有し、事業者が継続して運行することで地域の交通手段が維持・確保され、雇用を含め地域経済の安定に寄与すること。
 - ・ 「村上～馬下～板貝～寒川系統」及び「まちなか循環系統」の両系統は、既存の路線バスの見直しと一体となった運行により利便性の向上が図られるものである。
 - ・ 「のりあいタクシー」の荒川地区、神林地区、朝日地区、瀬波地区及び山辺里地区の各系統の運行区域は、集落が点在し、集落内の道路状況も複雑であることから、安全で効率的な運送を行うため、不測の事態にも迅速に対応でき、地域事情に精通した地元交通事業者が運行することで円滑な運行が期待できること。

③ 運行予定期間

平成24年10月1日から平成27年9月30日

村上市まちなか循環バス(小回り循環)系統、馬下～板貝系統、のりあいタクシー(荒川地区内)系統、のりあいタクシー(神林地区内 県立坂町病院方面)系統、のりあいタクシー(神林地区内 村上総合病院方面)系統、のりあいタクシー(朝日地区内 村上総合病院方面)系統

平成24年11月1日から平成27年9月30日

のりあいタクシー(村上地区内 山辺里・瀬波方面)系統

平成25年3月1日から平成27年9月30日

村上市まちなか循環バス(大回り-小回り循環)系統、村上～馬下～板貝～寒川系統(馬下～板貝系統の拡充)

④ 既存交通や地域間交通との関係や整合性

運行については、地域内で運行するバス事業者及びタクシー事業者(代表)が参加する村上市地域公共交通活性化協議会において協議・合意がされており、整合性は図られている。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付	
5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
6. 協議会の開催状況と主な議論	
平成22年2月9日	村上市地域公共交通活性化協議会設置
平成23年3月	村上市地域公共交通総合連携計画策定
平成23年6月16日	平成24年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
平成24年1月19日	計画の一部変更について書面協議
平成24年6月21日	事業内容・料金・運行事業者等について合意
	平成25年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
平成25年1月23日	事業内容・料金・運行事業者等について合意
	平成25年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意
7. 利用者等の意見の反映	
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生連村上総合病院及び新潟県立坂町病院において利用者等の意見を聞き取った。 ・デマンドタクシーは予約受付センターにおいて利用者の意見を聞き取った。 ・協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を作成した。 	
8. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	○新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課長
交通事業者・交通施設管理者等	○東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長 ○新潟交通観光バス株式会社常務取締役 ○村上市ハイヤー・タクシー協会代表 ○国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所担当課長 ○国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所担当課長 ○新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課長 ○村上市都市整備課長 ○新潟県村上警察署交通課長
地方運輸局	○国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長 ○国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	○長岡技術科学大学准教授 ○村上商工会議所会頭 ○村上市4商工会代表 ○村上市各地区区長会代表 ○村上市内高等学校PTA代表 ○村上市老人クラブ連合会代表 ○村上市観光協会会長 ○新潟交通観光バス労働組合代表 ○村上市学校教育課長 ○村上市介護高齢課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県村上市三之町1番1号

(所 属) 村上市自治振興課

(氏 名) 高橋雄大

(電 話) 0254-53-2111

(e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

25年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (村上市)	新潟交通観光バス(株)	村上市まちなか循環バス(小回り循環)	地域内フィーダー	1,611.0	②-(1)	村上駅乗入れ	①
	新潟交通観光バス(株)	村上～馬下～寒川線	地域内フィーダー	2,956.0	②-(1)	村上駅・桑川駅乗入れ	①
	坂町タクシー(株) 藤観光タクシー(株)	のりあいタクシー(荒川地区内)	地域内フィーダー	1,998.0	②-(1)	坂町駅乗入れ	①
	坂町タクシー(株) 藤観光タクシー(株)	のりあいタクシー(神林地区内 県立坂町病院方面)	地域内フィーダー	428.0	②-(1)	地域間交通ネットワーク(下関-坂町線)と停留所を共有(坂町病院前)	①
	岩船タクシー(株)	のりあいタクシー(神林地区内 村上総合病院方面)	地域内フィーダー	443.5	②-(1)	地域間交通ネットワーク(村上-松喜和-小岩内線)と停留所を共有(村上病院前)	①
	(株)瀬波タクシー	のりあいタクシー(朝日地区内 村上総合病院方面)	地域内フィーダー	541.0	②-(1)	地域間交通ネットワーク(村上-松喜和-小岩内線)と停留所を共有(村上病院前)	①
	(株)はまなす観光タクシー	のりあいタクシー(村上地区内 山辺里・瀬波地区方面)	地域内フィーダー	307.0	②-(1)	地域間交通ネットワーク(村上-松喜和-小岩内線)と停留所を共有(村上病院前)	①
	新潟交通観光バス(株)	村上市まちなか循環バス(大回り-小回り循環)	地域内フィーダー	1,769.0	②-(1)	村上駅乗入れ	①
合 計				10,053			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。